

タイにおける税務の基礎知識 第24回

前回は2013年中においてタイに赴任した場合の確定申告における留意点について解説いたしました。今回は2013年中に日本に帰任した場合の留意点について解説をいたします。2013年1年にわたり本連載を担当してまいりましたが、本稿をもちまして最終回となります。1年間お付き合いいただきましたことに、本紙面をお借りして御礼申し上げます。

項 目	タイ 国	日 本
<ul style="list-style-type: none"> - 2013年に日本に帰任した者の場合 2013年中に日本に帰任した者の所得税の取り扱いが右のようになります。ただしそれぞれの企業において海外赴任に関する取り扱いが異なる可能性があるため、勤務先によく確認してください。 - 帰任時、注意すべき点 <ul style="list-style-type: none"> * 労働許可証の返還 * 市町村への転入届(住民票を抜いていた方) - 住民税 	<p>原則として帰任日を境に、帰任前までタイの居住者、帰任後は日本の居住者となります。</p> <p>帰任前: 原則として2013年1月1日より帰任日までの勤務に基づく給与等がタイにおいて課税の対象となります</p> <p>帰任後: 帰任日から2013年12月31日までの期間はタイの非居住者となるため、その期間中にタイの国内源泉所得(タイの勤務に基づいて支払われる給与等)がない限り、基本的にはタイ税務当局に対して、申告義務はありませんが、各企業の給与体系によって異なるので、事前に確認することをお勧めいたします。</p> <p>帰任の場合におけるタイの申告納税ですが、PND93の書式により、帰任時において申告・納税を行いタイにおける課税関係を清算していくことになります。ただしPND93は出国時における仮の申告であるため、その後においてPND91(給与以外の所得があるかたはPND90)を翌年の3月末までに提出しなければなりません。一般的にはPND93提出時にタイにおける課税関係は終了しているので、給与所得のみの場合には追加の納税は生じないものと思います。</p> <p>帰任時においては、タイの労働許可証を返還しなければなりません。通常は後任の駐在員が赴任してきた時に、後任の駐在員のビザ、労働許可申請の際に、返却の手続きがなされていると思います。</p> <p>また帰任の手続きをした後、有給休暇を利用し、その後、タイで観光してから日本へ帰国というような場合にはオーバーステイにならないように注意が必要です。Nonビザの期限が切れるとオーバーステイになります。前号で解説した通りタイにおいては日本の住民税に相当する税金はなく、所得税の課税関係を精算すれば、税金に関する手続きは完了いたします。</p>	<p>左記と反対の状況となるので、帰任前までは日本の非居住者であり、帰任後は日本の居住者に該当いたします。帰任後は日本の居住者に戻る(永住者という居住形態になります)ことから、帰任日以降の全世界所得について、日本で申告することとなります。なおタイ赴任期間に対するボーナス等の支給を帰任後に受ける場合には、当該所得は日本で課税されますが、所得源泉は国外源泉所得に該当することとなります。</p> <p>海外赴任に際して納税管理人の選任をされた方について、納税管理人の廃止の届出を所轄税務署に提出する必要があります。帰任後の日本における所得税については、基本的には勤務先による源泉徴収、年末調整等の通常の手続きで完結することと思います。しかしながら赴任中にタイにおいてコンドミニアムの購入や、タイ国内における銀行預金等をお持ちの場合には、これらから得られる所得についても日本で申告する必要があります。これらの所得は勤務先においては把握していない所得となりますので、該当する方が自分で確定申告をすることになります。これらの所得はタイにおいても課税されることから、タイにおいて納付したタイの所得税は、日本における確定申告において外国税額控除という制度によって日本の所得税額から控除することができます。ただしタイの所得税を日本の所得税から控除するにはタイにおいて所得税を納税したことを証明する書類の添付が必要となるので、該当する方はこれらの書類は早めに準備することをお勧めします。</p> <p>また赴任中にタイにおいて生命保険契約や損害保険契約を個人で加入されていた場合の保険料については、日本の所得税法上は保険料控除の対象にはなりません。タイ赴任に伴い、住宅取得控除の適用を停止していた方は、帰任時に再適用を受けるための手続きを行う必要があります。</p>

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。